

(その1)

収支報告書

(令和 6 年分)

(ふりがな)

1 政治団体の名称

日本共産党千葉県鎌ヶ谷地区委員会

2 主たる事務所の所在地

千葉県松戸市千駄堀 1810-2

3 代表者の氏名

横堀 渉

4 会計責任者の氏名

野村 みづゑ

問合せ先

(担当者)

野村 みづゑ

(電話)

047-349-1544



※該当箇所に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
☒ 政党の支部	☐ 政党
☐ その他の政治団体 (後援会等)	☐ 政治資金団体
☐ その他の政治団 体の支部	☐ 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体

活動区域の区分
☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☒ 無
☐ 有
※以下は指定「有」の場合のみ記入
公職の種類
(現職 ・ 候補者等)
資金管理団体の届出をした者の氏名

※1 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類
(現職 ・ 候補者等)

※2 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日 から	令和 年 月 日 まで

161620
2/21

定内郵資国全領N
解後窓NN県N過

F1 F2 F3 F4 F5 F6
0 0 0 0 0 0

※1 報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取り消しをした場合のみ記入すること。

※2 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入すること。

収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）は提出しなければならない。

1 収支の総括表

		十億	百万	千	円
(1) 収 入 総 額 (①+②)			51	216	314
① (前年からの繰越額)			611	498	6
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)			45	201	328
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額)			45	877	924
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))			5	438	390

2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費		十億	百万	千	円
金 額 A			92	925	48
員 数				7	903

(2) 寄 附		金 額				備 考
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分		十億	百万	千	円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附			20	778	775	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
[うち 特 定 寄 附]					0	
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附					0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附					0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)			20	778	775	(ア)～(ウ)の小計を記載すること。
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]						内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附						内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)			20	778	775	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入							
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
日本共産党千葉県委員会		1	383	790	2024. 1. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	255	180	2024. 2. 28	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	242	903	2024. 3. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	252	499	2024. 4. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	243	834	2024. 5. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	307	704	2024. 6. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	248	651	2024. 7. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	244	676	2024. 8. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	240	855	2024. 9. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	244	684	2024. 10. 31	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	239	044	2024. 11. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
日本共産党千葉県委員会		1	226	185	2024. 12. 30	千葉市中央区新千葉3-16-15	
こ の 頁 の 小 計		15	130	005	,		
合 計 F		15	130	005			

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
		十億	百万	千円				
松川 忠志				14,464	R6. 12. 30	千葉県松戸市上本郷1416-5	無職	
林 松子				17,200	R6. 12. 28	千葉県松戸市中和倉453-4	無職	
斉藤 みどり				12,000	R6. 12. 28	千葉県松戸市金ヶ作358-25	無職	
本谷 清志				12,000	R6. 12. 30	千葉県鎌ヶ谷市北中沢2-21-51	無職	
大崎 徹				38,200	R6. 12. 30	千葉県鎌ヶ谷市西道野辺10-30-103	無職	
広瀬 清				37,000	R6. 12. 28	千葉県松戸市高塚新田631-85	無職	
広瀬 初子				25,640	R6. 12. 28	千葉県松戸市高塚新田631-85	無職	
菅谷 良男				27,600	R6. 12. 27	千葉県松戸市高塚団地2-7-217	無職	
伊藤 春美				20,000	R6. 12. 27	千葉県松戸市五香西6-6-7	無職	
間宮 泰子				23,400	R6. 12. 27	千葉県松戸市五香8丁目24-4	ケアマネージャー	
福田 慈子				5,000	R6. 12. 27	千葉県松戸市牧の原団地2-14-306	無職	
有坂 史夫				44,000		千葉県松戸市五香西6-6-7	無職	
(内訳)				12,000	R6. 8. 31			
				32,000	R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計				276,504	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

12

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名	金額			年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千円				
澤 正久			13,400	R6. 12. 28	千葉県鎌ヶ谷東鎌ヶ谷3丁目28-1-302 井草県営住宅	無職	
菅野 アイ子			19,200	R6. 12. 29	千葉県鎌ヶ谷市南初富1-22-11	無職	
前田 悟			27,000	R6. 12. 28	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町2丁目26-1 コスモ鎌ヶ谷701号	無職	
前田 節子			12,000	R6. 12. 28	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町2丁目26-1 コスモ鎌ヶ谷701号	無職	
倉橋 達子			27,300	R6. 12. 28	千葉県鎌ヶ谷市富岡2-7-1	無職	
山野邊富士雄			59,000		千葉県松戸市小金原1-34-14	無職	
(内訳)			18,000	R6. 4. 30			
			18,000	R6. 8. 31			
			23,000	R6. 12. 28			
芝原 久恵			42,800		千葉県松戸市根木内315-2	無職	
(内訳)			27,200	R6. 8. 30			
			15,600	R6. 12. 27			
この頁の小計			200,700	/			
その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
		十 億	百 万	千 円				
今 井 敏 子 ,				47,200	R6. 12. 27	千葉県松戸市小金原4-16-22 ,	無職	
廣 瀬 博 ,				18,000	R6. 12. 27	千葉県松戸市小金原1-21-31 ,	無職	
棚 井 行 隆 ,				106,000		千葉県松戸市小金原3-17-43 ,	無職	
(内訳)				32,000	R6. 4. 30			
				32,000	R6. 8. 31			
				42,000	R6. 12. 27			
野 元 紘 一 ,				50,000	R6. 12. 27	千葉県松戸市小金原2-11-5 ,	無職	
山 口 清 美 ,				39,600	R6. 12. 27	千葉県松戸市小金原2-2-35 ,	無職	
金 子 昭 雄 ,				86,800		千葉県松戸市小金原3-12-24 ,	無職	
(内訳)				51,200	R6. 4. 30			
				35,600	R6. 12. 27			
こ の 頁 の 小 計				347,600	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
日向 紀英 ,			549,600 ,			千葉県松戸市東平賀141-14 ,	無職	
(内訳)			149,600 ,	R6. 1. 30 ,				
			250,000 ,	R6. 6. 30 ,				
			150,000 ,	R6. 12. 28 ,				
日向 栄子 ,			800,000 ,			千葉県松戸市東平賀141-14 ,	看護師	
(内訳)			300,000 ,	R6. 6. 30 ,				
			200,000 ,	R6. 10. 30 ,				
			300,000 ,	R6. 12. 28 ,				
秋山 嘉敬 ,			48,200 ,	R6. 12. 28 ,		千葉県松戸市金ヶ作270-23 ,	無職	
渡部 七枝 ,			15,400 ,	R6. 12. 29 ,		千葉県松戸市千駄堀837-5 ,	無職	
こ の 頁 の 小 計			1,413,200 ,					
そ の 他 の 寄 附				→ ※ 下記注意(1)参照。				
合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額			年月日	住 所	職 業	備 考
		十億	百万	千円				
作田 一雄 /				75,600		千葉県松戸市六高台6-87 /	無職	
(内訳)				37,800	R6. 6. 30			
				37,800	R6. 12. 27			
平木 陽子 /				15,900	R6. 12. 27	千葉県松戸市六高台7-54 /	著作業	
山下 文柳 /				38,800	R6. 12. 27	千葉県松戸市六高台6-119-13 /	無職	
八木下 博 /				88,800		千葉県松戸市六高台1-2 /	無職	
(内訳)				34,400	R6. 6. 27			
				54,400	R6. 12. 28			
中根 豊吉 /				8,400	R6. 12. 28	千葉県松戸市六高台西3-9 /	無職	
錦 和熙 /				31,400	R6. 12. 28	千葉県松戸市六高台8-6 /	無職	
樋口 茂雄 /				34,200	R6. 12. 30	千葉県松戸市稔台7-31-9-414 /	無職	
樋口 正子 /				34,200	R6. 12. 30	千葉県松戸市稔台7-31-9-414 /	無職	
こ の 頁 の 小 計				327,300	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
田沼きよみ /			21,700		R6. 12. 30	千葉県松戸市千駄堀794-31 /	無職	
池田 久雄 /			17,200		R6. 12. 28	千葉県松戸市常盤平柳町14-29 /	無職	
長谷川勝子 /			31,400		R6. 12. 30	千葉県松戸市金ヶ作27-5 レクセル新八柱505 /	無職	
高鳥 和好 /			20,000		R6. 10. 28	千葉県松戸市稔台2丁目-41-9 /	無職	
千田 優子 /			12,900		R6. 12. 27	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-11-19 /	無職	
多田 弘夫 /			16,000		R6. 12. 28	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-10-14 /	無職	
糟谷 幸子 /			36,000		R6. 12. 28	千葉県松戸市二ツ木49-1 /	無職	
狩野 満 /			36,000		R6. 12. 27	千葉県松戸市東平賀276-26 /	無職	
清水 貞子 /			30,000		R6. 12. 27	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-18-3 /	無職	
梁瀬 康夫 /			6,000		R6. 12. 25	千葉県松戸市小金きよしヶ丘2-17-7-305 /	無職	
塚田 明美 /			5,000		R6. 12. 27	千葉県松戸市東平賀267-1 ライオンズマンションロワイヤル北小金111 /	無職	
長谷川 隆 /			34,200		R6. 12. 30	千葉県松戸市西馬橋1-21-12 /	無職	
長谷川千恵子 /			28,200		R6. 12. 30	千葉県松戸市西馬橋1-21-12 /	無職	
小林 長男 /			21,086		R6. 12. 15	千葉県松戸市西馬橋3-28-44 /	無職	
正久 正江 /			30,200		R6. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋3-2-11 /	無職	
こ の 頁 の 小 計			345,886		→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
齋藤 常一 ,			16,600		R6. 12. 01	千葉県松戸市西馬橋1-9-5,	無職	
佐藤 良治 ,			32,000		R6. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋5-33 ,	無職	
佐々木和男 ,			12,565		R6. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋1-49-22 ,	自営業	
下山 謙一 ,			22,200		R6. 12. 28	千葉県松戸市西馬橋3-47-28 ,	無職	
高橋 健二 ,			7,000		R6. 12. 27	千葉県松戸市西馬橋4丁目203 ,	無職	
高木喜久雄 ,			52,710			千葉県松戸市古ヶ崎1-3059-10 ,	無職	
(内訳)			23,340		R6. 8. 30			
			29,370		R6. 12. 25			
浦野 隆夫 ,			102,000			千葉県松戸市小山501-6 クレストフォルム松戸ウッドスクエア912 ,	無職	
(内訳)			51,000		R6. 6. 25			
			51,000		R6. 12. 25			
三浦 誠 ,			26,458		R6. 12. 27	千葉県松戸市上矢切968-9 ,	団体職員	
こ の 頁 の 小 計			271,533					
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
		十億	百万	千円				
松本 信広				20,000	R6. 10. 28	千葉県松戸市東平賀73-5	無職	
森岡 廣茂				5,000	R6. 12. 30	千葉県松戸市幸田 1 丁目47-5	無職	
門井 早苗				55,000		千葉県松戸市幸田1丁目2	無職	
(内訳)				25,000	R6. 8. 30			
				30,000	R6. 10. 28			
田嶋 昌治				5,000	R6. 8. 30	千葉県松戸市東平賀38-1	無職	
岡野 駿一				39,200	R6. 11. 26	千葉県松戸市幸田2-137	無職	
門倉 恵子				20,000	R6. 12. 30	千葉県松戸市幸田5-12-3	無職	
小倉 泰子				41,964	R6. 10. 30	千葉県松戸市上本郷4168-1	無職	
庄司 道子				40,000	R6. 12. 27	千葉県松戸市串崎新田156-1-103	無職	
小川 寿子				12,000	R6. 12. 27	埼玉県南埼玉郡宮代町百間5-4-29	無職	
石井 邦子				14,500	R6. 12. 27	千葉県松戸市五香西2-16-7	無職	
こ の 頁 の 小 計				252,664	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
棚井 冽子 ,			72,000			千葉県松戸市小金原3-17-43 ,	無職	
(内訳)			33,000		R6. 6. 30,			
			39,000		R6. 12. 27,			
前田 陽子 ,			20,000		R6. 10. 31,	千葉県松戸市常盤平5丁目2-26,	会社員	
小野 祥子 ,			430,000			千葉県松戸市常盤平団地3-7-109 ,	無職	
(内訳)			130,000		R6. 10. 30,			
			100,000		R6. 11. 30,			
			200,000		R6. 12. 28,			
田中 友江 ,			10,000		R6. 10. 30,	千葉県松戸市常盤平5-16-18,	無職	
國松 輝夫 ,			35,000		R6. 12. 27,	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷7-12-53 ,	無職	
坂巻あつ子 ,			25,000		R6. 12. 28,	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷2-6-15-8,	無職	
水沼 一 ,			37,900		R6. 12. 28,	千葉県鎌ヶ谷市東道野辺7丁目7,	無職	
こ の 頁 の 小 計			629,900					
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
		十億	百万	千円				
麻場 文男				15,000	R6. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎1-36-26	無職	
麻場 富喜子				13,400	R6. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎1-36-26	無職	
野口 靖子				20,000	R6. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎5-38-3	無職	
野口 功				43,000		千葉県松戸市八ヶ崎5-38-3	無職	
(内訳)				18,000	R6. 7. 27			
				25,000	R6. 12. 27			
斉藤 哲成				19,800	R6. 12. 28	千葉県松戸市八ヶ崎3-28-25	無職	
富山 芙美子				15,000	R6. 12. 30	千葉県松戸市八ヶ崎1-1-10	無職	
伊藤 猛				24,800	R6. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎6-38-19	無職	
伊藤 幸子				8,600	R6. 12. 27	千葉県松戸市八ヶ崎6-38-19	無職	
井川 鍊三				46,200	R6. 12. 20	千葉県松戸市小金原8-16-10	無職	
井川 雍子				46,200	R6. 12. 20	千葉県松戸市小金原8-16-10	無職	
大道タイ子				49,800	R6. 12. 30	千葉県松戸市小金原9-21-6	無職	
こ の 頁 の 小 計				301,800				
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十 億	百 万	千	円				
大道 千秋,			39,	800,	R6. 12. 30,	千葉県松戸市小金原9-21-6,	無職	
西宮香代子,			66,	800,		千葉県松戸市小金原8-21-17,	無職	
(内訳)			25,	800,	R6. 6. 25,			
			41,	000,	R6. 12. 24,			
前山 賢,			85,	200,		千葉県松戸市小金原8-19-16,	無職	
(内訳)			36,	000,	R6. 6. 30,			
			49,	200,	R6. 12. 30,			
阿南 幸紀,			33,	000,	R6. 12. 30,	千葉県松戸市小金原9-20-4,	無職	
阿南 洋子,			18,	000,	R6. 12. 30,	千葉県松戸市小金原9-20-4,	無職	
こ の 頁 の 小 計			242,	800				
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
		十億	百万	千円				
池田 明子,				56,000,		千葉県松戸市栗ヶ沢825-12,	無職	
(内訳)				22,000,	R6. 11. 30,			
				34,000,	R6. 12. 30,			
石関 光枝,				34,800,	R6. 12. 30,	千葉県松戸市小金原9-36-20,	無職	
中川 順次,				6,000,	R6. 12. 27,	千葉県松戸市河原塚211-131,	無職	
平田きよみ,				30,300,	R6. 12. 27,	千葉県松戸市日暮6丁目71,	無職	
根本 常男,				130,000,		千葉県松戸市串崎南町132-3,	自営業	
(内訳)				30,000,	R6. 7. 30,			
				100,000,	R6. 10. 31,			
福田 節子,				48,100,		千葉県松戸市栄町西3-1122-5,	無職	
(内訳)				10,000,	R6. 7. 30,			
				38,100,	R6. 12. 29,			
こ の 頁 の 小 計				305,200,				
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
		十億	百万	千円				
岸 忠信,				16,100,	R6. 12. 29,	千葉県松戸市栄町6-456 ,	無職	
高橋 明広,				70,300,		千葉県松戸市松戸878-7,	無職	
(内訳)				33,500,	R6. 8. 27,			
				36,800,	R6. 12. 27,			
高橋 妙子,				39,000,	R6. 12. 27,	千葉県松戸市松戸878-7,	無職	
向井 俊子,				79,200,		千葉県松戸市松戸新田94-87,	無職	
(内訳)				40,000,	R6. 6. 30,			
				39,200,	R6. 12. 30,			
比嘉 良宏 ,				89,200,		千葉県松戸市稔台8-22-3,	無職	
(内訳)				39,200,	R6. 6. 30,			
				50,000,	R6. 12. 30,			
こ の 頁 の 小 計				293,800	,			
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
		十億	百万	千円				
植草 充代				23,200	R6. 12. 28	千葉県松戸市松戸新田490-100	無職	
長谷部とし子				30,000	R6. 12. 30	千葉県松戸市和名ヶ谷985-4-206	無職	
宮本 愛子				23,200	R6. 12. 28	千葉県松戸市野菊野2-1017	無職	
佐藤 三男				20,000	R6. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田3-3 ゼファーヒルズ松戸フィオリーナ1003	無職	
長田 秀樹				20,000	R6. 12. 28	千葉県松戸市松戸新田94	無職	
足澤 勝子				13,000	R6. 12. 28	千葉県松戸市松戸新田3-3 ゼファーヒルズ松戸フィオリーナ533	無職	
赤塚 恭子				13,739	R6. 12. 28	千葉県松戸市胡録台204-1 ステラD 201	無職	
谷口 正訓				5,513	R6. 12. 30	千葉県松戸市松戸新田568	無職	
中山 祐司				3,480	R6. 12. 28	千葉県松戸市松戸新田94	無職	
須藤 公子				202,000		千葉県松戸市横須賀1-23-5	無職	
(内訳)				50,000	R6. 1. 30			
				43,200	R6. 7. 30			
				50,000	R6. 10. 31			
				58,800	R6. 12. 28			
こ の 頁 の 小 計				354,132				
そ の 他 の 寄 附					→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
森上 桂吾 ,			18,	700,	R6. 12. 30,	千葉県松戸市横須賀1-22-3,	無職	
山田美枝子 ,			13,	400,	R6. 12. 30,	千葉県松戸市新松戸6-69-A-610,	無職	
山田信太郎 ,			15,	000,	R6. 10. 31,	千葉県松戸市新松戸6-69-A-610,	無職	
増川 孝子 ,			6,	000,	R6. 12. 30,	千葉県松戸市新松戸5-1-C-804 ,	無職	
山内 壽恵 ,			58,	000,		千葉県松戸市新松戸北2-1 ファミールハイツ1-511,	無職	
(内訳)			31,	500,	R6. 8. 30,			
			26,	500,	R6. 12. 30,			
竹下 南 ,			713,	000,		千葉県松戸市新松戸5-178-A-301,	無職	
(内訳)			111,	600,	R6. 2. 25,			
			198,	400,	R6. 6. 30,			
			211,	600,	R6. 10. 31,			
			191,	400,	R6. 12. 31,			
こ の 頁 の 小 計			824,	100	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十億	百万	千	円				
仲市 政利,			28,	800,	R6. 12. 27,	千葉県松戸市幸谷243-1,	無職	
木間 裕,			158,	400,		千葉県松戸市中和倉153-5,	無職	
(内訳)			52,	800,	R6. 5. 27,			
			52,	800,	R6. 9. 27,			
			52,	800,	R6. 12. 27,			
三輪 由美,			300,	000,	R6. 12. 31,	千葉県松戸市常盤平1-3-2 ユナイテッドマンション301,	県議会議員	
荒井 進,			22,	000,	R6. 12. 30,	千葉県松戸市緑ヶ丘1-101-4,	電気技師	
杉山 文一,			50,	000,	R6. 10. 31,	千葉県松戸市新松戸7-222-D-404,	無職	
宇津野史行,			1,	331,		千葉県松戸市千駄堀819-7,	市議会議員	
(内訳)			283,	200,	R6. 5. 25,			
			764,	798,	R6. 7. 31,			
			283,	545,	R6. 12. 24,			
こ の 頁 の 小 計			1,	890,				
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

6

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名		金 額			年 月 日	住 所	職 業	備 考
		十 億	百 万	千 円				
山口 正子,			2,	075, 543,		千葉県松戸市北松戸2-10-1-503,	市議会議員	
(内訳)				487, 200,	R6. 3. 30			
				420, 000,	R6. 6. 30			
				764, 798,	R6. 7. 31			
				403, 545,	R6. 12. 24			
ミール計恵,			1,	425, 543,		千葉県松戸市松戸新田3-17,	市議会議員	
(内訳)				307, 200,	R6. 5. 30			
				795, 398,	R6. 7. 31			
				322, 945,	R6. 12. 24			
嶋村 新一,			1,	415, 543,		千葉県松戸市小金原6-7-17-401 ,	市議会議員	
(内訳)				307, 200,	R6. 5. 30			
				795, 398,	R6. 7. 31			
				312, 945,	R6. 12. 24			
こ の 頁 の 小 計			4,	916, 629	→ ※ 下記注意(1)参照。 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			
そ の 他 の 寄 附								
合 計								

3

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄 附 の 内 訳 (個 人)					寄 附 者 の 区 分		個 人	
寄 附 者 の 氏 名	金 額				年 月 日	住 所	職 業	備 考
	十 億	百 万	千	円				
松原 美子			213	600	R6. 5. 31	千葉県鎌ヶ谷市東初富4-22-10	市議会議員	
横堀 渉			1,961	596		千葉県市川市北国分3-7-16	団体役員	
(内訳)			291	946	R6. 2. 27			
			308	072	R6. 4. 29			
			329	042	R6. 6. 30			
			695	024	R6. 11. 30			
			337	512	R6. 12. 31			
松本 悦子			10	000	R6. 10. 31	千葉県松戸市幸谷255-4	無職	
金本 光弘			20	000	R6. 12. 30	千葉県松戸市常盤平西窪町20-22	無職	
こ の 頁 の 小 計			2,205	196				
そ の 他 の 寄 附			5379	088	→ ※ 下記注意(1)参照。			
合 計			20778	775	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に(特)と記載すること。

(4)遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表												
項 目				金 額				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備 考
1	経 常 経 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
	(1) 人 件 費				155	11	717					
	(2) 光 熱 水 費				642		479					
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				2589		889					
	(4) 事 務 所 費				4547		397					
小 計 ((1)～(4))					23	291	482					
2	政 治 活 動 費			十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
	(1) 組 織 活 動 費				8250		210					
	(2) 選 挙 関 係 費											
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※				5618		893					
(内 訳)	ア 機関紙誌の発行事業費	}	※ア行から エ行の合計 を、(3)行に 記載すること		5618		893					
	イ 宣伝事業費											
	ウ 政治資金パーティー開催事業費											
	エ その他の事業費											
	(4) 調 査 研 究 費				248		260					
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金				8468		979		8468		979	
	(6) そ の 他 の 経 費											
小 計 ((1)～(6))					22	586	442	うち本部・支部間の交付金合計				8468979 円
合 計					45	877	924	←1の小計と2の小計の合計を記載すること。				

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	必要
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	不要 ※資金管理団体は必要	

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑) ☒ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費 ☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		項目別区分小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入 (組織活動費)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計								
その他の支出								
合 計								

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

↓該当する分類を必ず記入すること

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
(2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(新聞・ラジオ・テレビの広告費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
新聞折込	十億 百万 千 円 407 000	R 6.12.30	(株)地域新聞社 柏市	柏市柏4-6-3 新栄ビル 4F		
この頁の小計	407 000					
その他の支出						
合 計	407 000					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(ビラ等作成費)		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
印刷代	十億	百万	千	円	R 6.12.16	(有)マニフ総合企画	千葉県見沼区幕張町2-248-2
この頁の小計			201	850			
その他の支出							
合 計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(ビラ等作成費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
印刷代	十億	百万	千	円	R. 6. 11. 18	日本広告マテリアル株式会社 船橋市習志野台6-4-21
この頁の小計			78	650		
その他の支出						
合 計						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(ビラ等作成費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考	
印刷代	79,200	R 6. 5. 20	(有) パピルス	千葉県松戸市松飛台548-4		
	115,500	R 6. 8. 01	〃	〃		
	161,000	R 6. 10. 02	〃	〃		
	266,200	R 6. 11. 01	〃	〃		
	86,240	〃	〃	〃		
	69,300	〃	〃	〃		
こ の 頁 の 小 計	777,440					
そ の 他 の 支 出	331,289					
合 計	4090,332					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☒ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(ビラ等作成費)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考	
印刷代	100,000	6. 1. 10	あかつき印刷(株)	東京都渋谷区千駄谷4-25-2		
〃	200,000	6. 7. 16	〃	〃		
〃	100,000	6. 8. 22	〃	〃		
〃	100,000	6. 9. 24	〃	〃		
〃	100,000	6. 11. 01	〃	〃		
〃	100,000	6. 12. 10	〃	〃		
この頁の小計	700,000					
その他の支出						
合 計						

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別表とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別表として作成すること。

(その15)

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目 別区分(小分類)例を参考に記入	
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☒ 7 調査研究費 ☐ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(書籍購入)	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円		
この頁の小計						
その他の支出			248	360		
合 計			248	360		

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15)

↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		☐ 1 組織活動費 ☐ 2 選挙関係費 ☐ 3 機関紙誌の発行事業費 ☐ 4 宣伝事業費 ☐ 5 政治資金パーティー開催事業費	☐ 6 その他の事業費 ☐ 7 調査研究費 ☒ 8 寄附・交付金 ☐ 9 その他の経費		(納付金)			
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金 額		年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考		
納付金	十億	百万	千	円	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			996	479	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			702	372	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			545	057	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			456	975	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			700	269	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			425	601	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			602	761	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			536	883	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			860	583	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			623	315	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			1,087	643	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			931	041				
この頁の小計			8,468	979				
その他の支出								
合 計			8,468	979				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とすること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その16)

(4) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳								
支 出 項 目	金 額				年 月 日	交付金の供与を受けた 本部又は支部の名称	主たる事務所の所在地	備 考
納付金	十億	百万	千	円	2024. 1. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			996,	479	2024. 2. 28	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			702,	372	2024. 3. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			545,	057	2024. 4. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			456,	975	2024. 5. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			700,	269	2024. 6. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			425,	601	2024. 7. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			602,	761	2024. 8. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			536,	883	2024. 9. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			860,	583	2024. 10. 31	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			623,	315	2024. 11. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金		1,	087,	643	2024. 12. 30	日本共産党千葉県委員会	千葉市中央区新千葉3-16-15	
納付金			931,	041				
こ の 頁 の 小 計		8,	468,	979				
合 計		8,	468,	979				

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☒	☐	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。

(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳	項目別区分	(該当する項目に☑)									
		☐ ア 土地	☒ エ 動産	☐ キ 有価証券	☐ コ 敷金	☐ イ 建物	☐ オ 預金等	☐ ク 出資	☐ サ 施設利用権等	☐ ウ 地上権等	☐ カ 金銭信託
摘 要	金 額				年 月 日	備 考					
宣伝用自動車	十億	百万	千	円	H. 29.09.11	1台					
		1	806	933							
こ の 頁 の 小 計			1	806	933						
合 計			1	806	933						

注意 (1) 資産等の項目別区分ごとに別葉とし、必要に応じてコピーすること。
(2) 「摘要」欄、「備考」欄等の記載については次のページを参照のこと。

(その20)

全団体必要

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ☒ 領収書等の写し
- ☐ 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ☐ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 31 日

政治団体の名称 日本共産党徳島県松山地区委員会

会計責任者の氏名 野村 みづる



(以下は解散届提出時のみ記入)

(代 表 者 の 氏 名

印)

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要